やさしいね、ひとにのまち
広報紙第3－1号
ミニ豊浦ふくし
こころ豊かに暮らせるまちづくり
(2021年)令和３年６月５日
豊浦地区社会福祉協議会
事務局　TEL　43-5985
E-Mail:toyourashakyo@net1.jway.ne.jp

「みんなで支えあう福祉のまちづくり」

豊浦地区社会福祉協議会　会長　大場　進一

新型コロナ感染禍で大変な時期ですが、常日頃、地区社協の福祉活動にご支援ご理解を賜わり誠にありがとうございます。昨年も福祉委員はじめ地域の皆さまには、各種募金活動にご協力いただきありがとうございました。

今年度の総会は４月10日に新型コロナ感染防止のため、役員と地区常任委員のみで開催し、事業計画や予算が承認されました。今年度も、新型コロナ感染拡大防止の経験と反省を踏まえ、地区独自の「配食サービス」や「惣菜見守り」を行っていきます。

高齢者の健康な暮らしを目指して「健康クラブ」や「ふれあい生きいきサロン」、子育て支援の「おもちゃライブラリー」の充実も図ります。また、一人暮らし高齢者の孤独死は地域ぐるみで出さない取り組みが必要です。

これらの事業を進めるためには、地域の町内会・自治会の皆さまやボランティアの支えが必要不可欠であり、その基本は「向こう三軒両隣り」にあります。

変異ウイルスで重症化が高いと云われている昨今、新規・継続事業など現況を見ながら県・市の要請に従い、できる事業を進めます。ボランティアはじめ地域ぐるみで「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を実現できるよう進めますので、なお一層のご支援をお願いします。

重点目標

＊ 福祉活動推進に向けては、住民参加型のまちづくりを進められるよう、町内会や自治会の協力・支援が得られるように努力してまいります。
＊「あんしん・安全な福祉のまちづくり」に向けて、生きる希望の持てる支えあう体制づくりを進め、惣菜・ゴミ袋配布事業などを継続して行きます。
＊ こころ豊かな健康な暮らしづくりを目指して、「健康クラブ」や「ふれあい生きいきサロン」や子育て支援の「おもちゃライブラリー」事業の充実を図ります。
＊ ひとり暮らし・高齢者に対する支えあい、たすけあいのきめ細やかな実践活動を進めるために、要望する課題を検討しながら実施していきます。
＊ 福祉施設や関係機関団体との連携・協力により、地域福祉の充実を図ります。
＊ 社会福祉協議会運営の自主財源である、社会福祉協議会会員会費および共同募金（赤い羽根や歳末たすけあい募金）について、地域住民・企業・事業所・商店の皆さまに、一層のご理解とご協力が得られるように努力していきます。

役員紹介

◇主な役職と役員◇

役職名	氏名
会長	大場　進一
社協担当副会長 (兼) 専門委員会委員長 (兼) 地域福祉推進員	吉田　圭吾
専門委員会副委員長 (兼) 地域福祉推進員	鈴木　寿美
地域福祉推進員	伊藤　恵子
監事	髙津　倬也
	髙橋　弘子

◇各部会の役員◇

部会名	部会長	副部会長
総務部会	本田　儀弘	小林　惠美子
広報部会	大橋　明	本田　儀弘
		矢代　亨
ふれあいサロン部会	齋藤　政秀	加藤　きみ子
		古瀬　明子
子育て支援部会	福地　待子	小林　成美
		吉成　信子
ふくし部会	坂本　慶子	平根　愛子
		小松　美津子
あんしん・安全ネットワーク部会	小林　惠美子	髙橋　弘子
		佐々木　良子

各部会の主要事業

【総務部会】
・各種の募金活動
○ 社協会員会費……７月
○ 赤い羽根共同募金……10月
○ 歳末たすけあい募金……12月
・敬老会の開催
…９月19日(日)予定
・講演会の開催：７月(未定)
・ボランティア登録拡大

【あんしん・安全ネットワーク部会】
・ひとり暮らし・高齢者世帯の把握と登録、安否訪問活動の充実・強化
・惣菜見守り訪問……月１回
・配食事業（有料）……毎週水曜日
・巡回安全サービス事業：５月27日(木)
・市社協提供品お届け訪問
・高齢者避難訓練
…10月９日(土)

【広報部会】
・「豊浦ふくし」の発行
(敬老会特集号)
・「ミニ豊浦ふくし」の発行
・各種事業の広報活動
・文化祭掲表作成

【子育て支援部会】
・おもちゃライブラリーの継続推進…毎月第１・第３水曜日
(子育て相談・親と子の相談・健康相談)
・豊浦小学校支援協力

あんしん・安全な福祉のまちづくり

【ふれあいサロン部会】
・ふれあい生きいきサロン
…７サロンの継続推進
・生活・防犯・交通安全講話
・健康講話開催
・サロン会員登録推進

【ふくし部会】
・健康クラブの継続推進
…毎月第２・第４水曜日
・健康クラブ参加者登録推進
・健康づくり推進員の拡大
・健康運動教室開催

災害前に登録を！　避難時に支援が必要な方の名簿を作成

近年は、県内でも大きな災害が多発し、これまで以上に災害に対する備えが重要になっています。市では、高齢の方や障害がある方などのうち、災害時に自ら避難することが困難で、何らかの手助けを必要とする方を登録する「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この名簿は、民生委員や地域の方々が、日頃の見守り活動や訪問活動、また災害時における安否確認などを行うために活用します。登録には申込みが必要です。**（問合せ　豊浦地区社協）**

【対象】 登録できるのは、市内に住んでいる在宅の方で次のいずれかに該当するかたです。

①緊急通報システムを設置している
②介護保険要介護３以上
③身体障害者手帳(１・２級)の交付を受けている
④療育手帳(最重度・重度)の交付を受けている
⑤精神障害者保健福祉手帳(１・２級)の交付を受けている
⑥65歳以上の一人暮らしで、自力での避難が困難
⑦①～⑥以外で、自力での避難が困難